

鳥取縣公報

規 則

鳥取縣規則第三十八號

昭和二年三月鳥取縣令第百十四號鳥取縣會計規則の一部を次のように改正し昭和二十二年十一月十日からこれを施行する。

昭和二十二年十月三十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第二條中「知事官房、内務部、教育部、民生部、經濟部、土木部、警察部、農地部」を「本廳」に改める。

第三條中「地方事務官」を「事務吏員」に「(以下單ニ官吏ト謂フ)」を「以下單ニ吏員ト謂フ」に改める。

第一章第三節「縣出納吏」を「縣出納員」に改める。

第五條を「縣出納員ハ知事之ヲ命ス 但シ警察部ニ於テ

昭和二十二年十月三十一日

外 金 曜 日

本報ノ大キサハ規定通り

ル物品出納ニ在リテハ警察部警務課長、鳥取市ニ在リテハ岩美地方事務所主任出納員タル縣出納員、米子市ニ在リテハ西伯地方事務所主任縣出納員タル縣出納員ヲ以テ之ニ充ツ」に改める。

第六條の第二項に「各府及鳥取市、米子市ノ縣出納員(縣出納員ヲ二人以上ヲ設置スル府ニ在リテハ主任ノ縣出納員)ニ在リテハ其ノ府及當該市ニ屬スル現金、

有價證券及物品ノ出納保管ニ關シ又警察部ノ縣出納員ニ在リテハ警察部ニ屬スル物品ノ出納保管ニ關シ又他ノ縣出納員ニ在リテハ特ニ命ゼラレタル現金、有價證券及物品ノ出納保管ニ關シ出納長ノ事務ノ一部ヲ委任セラレタルモノトス(昭和二十二年十月十九日定例議會ニ於テ同意)」を加ふる。

第十一條中「知事官房及内務部」を「總務部」に「内務部長」を「總務部長」に改める。

第十二條中「内務部長」を「總務部長」に改める。

第十五條第二項に「局長前條ノ豫算令達ヲ受ケタルトキ及前項豫算流用ノ承認ヲ經タルトキハ縣出納員ニ提示スヘシ

前條豫算ノ令達セラレタルトキ及第一項豫算流用ノ承認アリタルトキハ主務課長ハ直ニ出納長ニ通知スヘシ」に改める。

第十八條中「内務部長」を「總務部長」に改める。

第十九條中「内務部會計課長」を「出納長」に改める。

第二十條中「内務部庶務課長」を「總務部庶務課長」に改める。

「内務部會計課長」を「會計課長並出納長」に改める。

第二十二條中「官吏」を「吏員」に改める。

第二十五條中「縣出納吏」を「出納長又ハ縣出納員」に改める。

第二十八條中「府縣制第六十六條第一項」を「地方官制法第二百二十五條」に改め、「官吏」を削る。

第三十條中「現金ヲ添ヘ」の次に「出納長又ハ」を加え「縣出納吏」を「縣出納員」に改める。

第三十一條中「縣出納吏」を「出納長及縣出納員」に改める。

第三十五條を「收支命令者經費ノ支出ヲ爲サムトスルトキハ出納長又ハ縣出納員ヲシテ法令及本則ニ定ムルトコロニ依リ支拂ノ手續ヲ爲サシムヘシ

出納長及縣出納員前項ノ命令アリタル經費ノ支拂ヲ爲サムトスルトキハ其ノ所在地ヲ管轄スル縣金庫ニ對シ支拂通知ヲ發スヘシ

本廳ハ別ニ支拂ノ方法ヲ定ムルコトヲ得」に改める。

第三十六條中「收支命令者」を「出納長及縣出納員」に改める。

「支拂命令」を「支拂通知」に改める。

第三十七條第一項中「收支命令者」を「出納長及縣出納員」に同條第一項、第二項、第三項「支拂命令」を「支拂通知」に改める。

第三十九條中「收支命令者」を「出納長及縣出納員」に改める。

第四十條、第四十一條、第四十二條中「收支命令者」を「出納長及縣出納員」に「支拂命令」を「支拂通知」に改める。

に改める。

第四十三條中「支拂命令書」を「支拂通知書」に改める。

第四十四條中「收支命令者」を「出納長及縣出納員」に改める。

「支拂命令書」を「支拂通知書」に改める。

第四十五條中「收支命令者」を「出納長及縣出納員」に改める。

「支拂命令」を「支拂通知」に「案内支拂命令」を「案内支拂通知」に改める。

第四十六條中「收支命令者」を「出納長及縣出納員」に改める。

「支拂命令書」を「支拂通知書」に改める。

第四十七條中「支拂命令書」を「支拂通知書」に「當該收支命令者」を「出納長又ハ當該縣出納員」に第三項の「收支命令者」を「出納長及縣出納員」に改める。

第四十八條を「出納長及縣出納員受取人ノ受領前亡失シタル歳出金支拂通知書ニ依リ縣金庫ニ於テ既ニ支拂ヲ爲シタルコトヲ確メタルトキハ速ニ事情ヲ詳具シ各縣ノ縣出納員ニアリテハ當該收支命令者ニ、出納長及收支命令者ハ知事ニ報告スヘシ」に改める。

第四十九條を「資金前途ヲ爲シ得ル經費ハ地方自治法施行令第五百十條ニ定ムルモノノ外左ニ掲クル經費トス

一、官公署ニ對シテ支拂フヘキ經費
二、即時支拂ヲ爲スニ非レハ購入又ハ借入ヲ爲シ難キ經費
三、講習會、協議會等諸會合ニ要スル經費」に改める。

行令第五百十條ニ定ムルモノノ外左ニ掲クル經費トス

(昭和二十二年十月十九日定例議會議決)

一、官公署ニ對シテ支拂フヘキ經費

二、即時支拂ヲ爲スニ非レハ購入又ハ借入ヲ爲シ難キ經費

三、講習會、協議會等諸會合ニ要スル經費」に改める。

第四十九條の次に「第四十九條ノ二 常時ノ費用ニ係ル資金ノ前途ハ每一月分ノ豫定額ヲ超過スヘカラス」を加える。

第五十條中「縣出納吏」を「出納長及縣出納員」に改める。

第五十一條を「概算拂ヲ爲シ得ル經費ハ地方自治法施行令第五百十一條ニ定ムルモノノ外左ニ掲クル經費トス

(昭和二十二年十月十九日定例議會議決)
一、非常災害ノタメ即時支拂ヲ必要トスル經費
二、交際費、接待費等之ニ類スル經費」に改める。

第五十一條の次に「第五十二條ノ二 概算拂ヲ受ケタル者ハ其ノ費額確定後五日以内ニ之カ精算ヲ爲スヘシ

一、非常災害ノタメ即時支拂ヲ必要トスル經費
二、交際費、接待費等之ニ類スル經費」に改める。

前項ノ精算完了後ニ非ラサレハ次ノ概算拂ヲ爲スコトヲ得ス」を加える。

第五十二條中「縣出納吏」を「出納長又ハ縣出納員」に改める。

第五十五條中「支拂命令書」を「支拂通知書」に改め

「歳出金支拂通知書(第一六號)ヲ添へ」の次に「出納長又ハ當該縣出納員經由」を加える。

第五十八條中「各縣ノ收支命令者及鳥取市ニ在リテハ岩

美地方事務所長タル地方事務官、米子市ニ在リテハ西伯地方事務所長タル地方事務官」を「各縣及鳥取市、

米子市ノ縣出納員」に改め「歳入及歳出決算書(第二一號)(第二二號)ヲ」の次に「當該收支命令者ヲ經由」を加え「内務部長」を「出納長」に改める。

第五十九條中「内務部長」を「出納長」に「七月」を

「八月」に改める。

第六十四條、第七十九條、第八十條、第八十二條、第八十五條中「官吏」を「吏員」に改める。

第一百一條中「縣出納吏」を「出納長又ハ縣出納員」に「官吏」

を「吏員」に改める。

第一百二條中「官吏」を「吏員」に改める。

第一百三條中「官吏」を「吏員」に「縣出納吏」を「出納長又ハ縣出納員」に改める。

第一百四條中「官吏」を「吏員」に「所屬縣出納吏」を「出納長又ハ縣出納員」に改める。

第五十七條中「縣出納吏」を「出納長又ハ縣出納員」に「拂渡命令」を「拂渡通知」に「拂渡通知書」を「歳入歳出外現金

拂渡通知書」に改める。

第一百一條中「縣出納吏」を「出納長又ハ縣出納員」に改める。

第一百三條を「物品ノ寄贈アリタルトキハ主任ノ吏員ハ直ニ物品、數量、寄贈者ヲ、又資金ノ前送ヲ受ケ購入シタル物品ハ歸廳後直ニ物品、數量、價格、購入先ヲ知事又ハ各縣長ニ報告スルト共ニ出納長又ハ縣出納員ニ引續スヘシ」に改める。

第一百三條の次に「第一百三條ノ二 試験、實驗、作業等ノ爲生産又ハ收穫シタル物品ハ之ヲ擔當スル主任ノ

吏員、生産收穫物品引續簿(第三十二號ノ二)ニ記載

シ出納長又ハ縣出納員ニ引續スヘシ」を加える。

第一百五條、第十六條中「官吏」を「吏員」に改める。

第九章の「縣出納吏」を「出納長及縣出納員」に改める。

第二百二十二條、第二百二十三條、第二百二十四條中「縣出納吏」を「出納長及縣出納員」に改める。

第二百五條は削除する。

第二百二十六條中「縣出納吏」を「出納長及縣出納員」に「地方事務所」を「縣出納員ヲ二人以上設置スル縣」に「主任ノ縣出納吏」を「主任ノ縣出納員」に改める。

第二百二十七條中「縣出納吏」を「出納長及縣出納員」に改める。

第二百二十八條中「縣出納吏」を「出納長及縣出納員」に「在勤スル縣出納吏」を「在勤スル縣

出納員」に改める。

第二百二十九條中「縣出納吏」を「出納長及縣出納員」に改める。

第三十條、第三十一條中「縣出納吏」を「出納長及出納員」に改める。

第三十二條中「縣出納吏」を「出納長及縣出納員」に「拂渡命令」を「拂渡通知」に改める。

第三十三條中「縣出納吏」を「出納長及縣出納員」に「拂渡命令書」を「拂渡通知書」に改める。

第三十四條中「縣出納吏」を「出納長及縣出納員」に「拂渡通知書」を「歳入歳出外現金拂渡通知書」に改める。

第三十五條中「縣出納吏」を「出納長及縣出納員」に改める。

第三十六條中「縣出納吏」を「出納長及縣出納員」に「拂渡命令書」を「拂渡通知書」に改める。

第三十七條中「縣出納吏」を「出納長及縣出納員」に「拂渡命令」を「拂渡通知」に「拂渡通知書」を「歳

入歳出外現金拂渡通知書」に改める。

第三十九條、第四十條、第四十一條、第四十二條、第四十三條、第四十四條中「縣出納吏」を

「出納長及縣出納員」に改める。

第四百四十五條中「縣出納吏」を「縣出納員」に改める。
 第四百四十六條、第四百四十七條、第四百四十八條、第四百四十九條、第五百十條、第五百一十一條中「縣出納吏」を「出納長及縣出納員」に改める。
 第五百十二條中「縣出納吏」を「出納長及縣出納員」に改める。
 「官吏」を「吏員」に改める。

第五百十三條、第五百十四條中「縣出納吏」を「出納長及縣出納員」に改める。

第五百十八條中「收支命令者」の次に「出納長」を加え、縣出納吏」を「縣出納員」に改める。

第五百十九條を「左ノ場合ニ在リテハ出納長又ハ縣出納員ノ金庫ニ對スル通知アリタルモノト看做ス
 一、納額告知書及收入命令ヲ發シ收納セシムルトキ
 二、市町村及特別徴收義務者等收納事務ヲ取扱ウモノ
 ヲリ縣稅並縣稅外諸收入ノ拂込ヲ受ケタルトキ」に改める。

「第五百十九條を「第五百十條ノ二」に「第五百十九條ノ二」を「第五百十九條ノ三」ニ繰下げる。

第六十三條中「縣出納吏」を「出納長及縣出納員」に改める。
 第六十六條中「支拂命令」を「支拂通知」に「當該收支命令者」を「出納長又ハ縣出納員」に改める。
 第六十七條、第六十八條中「支拂命令」を「支拂通知」に改める。

第六十九條中「支拂命令」を「支拂通知」に第一項の「當該收支命令者」を「出納長又ハ縣出納員」に第二項中「領收證書ヲ當該收支命令者ニ」を「領收證書及」に「當該縣出納吏」を「出納長又ハ縣出納員」に改める。

第七十一條中「支拂命令書」を「支拂通知書」に「案内支拂命令書」を「案内支拂通知書」に「出納閉鎖期限後」を「出納閉鎖期限」に「收支命令者」を「出納長又ハ縣出納員」に改める。

第七十三條中「案内支拂命令書」を「案内支拂通知書」に「當該收支命令者」を「出納長又ハ縣出納員」に「案内支拂命令」を「案内支拂通知」に「支拂命令年月日」を「支拂通知年月日」に改める。

第七十四條中「縣出納吏」を「出納長又ハ縣出納員」に改める。

第七十五條中「縣出納吏」を「出納長又ハ縣出納員」に「拂渡命令書」を「拂渡通知書」に改める。

第七十六條中「拂渡命令書」を「拂渡通知書」に「當該縣出納吏」を「出納長又ハ縣出納員」に改める。

第七十七條中「拂渡通知書」を「歳入歳出外現金拂渡通知書」に改める。

第七十九條中「縣出納吏」を「出納長及縣出納員」に改める。

第八十四條中「命令」を「通知」に改める。

第八十七條中「知事」を「出納長」に改める。

第八十八條中「又ハ縣出納吏」を「出納長又ハ縣出納員」に改める。

第九十一條中「一、内務部會計課設置」を「出納長設置」に改め「歳入歳出外現金總括簿第五十三號」の次に「現金出納簿（第五十四號、第五十五號）物品出納簿（第五十六號）有價證券出納簿（第五十七號）」を加え

「二、各縣設置」を「各縣縣出納員設置」に改め「支出簿（第五十二號）の次に「現金出納簿（第五十四號、第五十五號）物品出納簿（第五十六號）有價證券出納簿（第五十七號）」を加え「三、縣出納吏設置現金出納簿（第五十四號、第五十五號）物品出納簿（第五十六號）有價證券出納簿（第五十七號）」を削り「四、縣本金庫設置」を「三、縣本金庫設置」に「五、縣支金庫設置」を「四、縣支金庫設置」に改める

第九十三條中「官吏」を「吏員」に改める

第九十九條中「縣出納吏」を「出納長及出納員」に改める

第一百條中「案内支拂命令書」を「案内支拂通知書」に「支拂命令」を「支拂通知」に「案内支拂命令」を「案内支拂通知」に改める

第一百五條、第二百七條中「官吏」を「吏員」に改める

第一百八條中「縣出納吏」を「出納長及縣出納員」に「官吏」を「吏員」に改める

第二百十條中「官吏」を「吏員」に改める

00440

第二百十二條債書中「各屬ニ保存シ各屬長ニ於テ」を「出納長及縣出納員ニ於テ保存シ」に改める

第二百十三條中「收支命令者」を「縣出納員」に改め「調製シ」の次に「當該收支命令者ヲ經由シ」を加え「之ヲ」を「出納長ニ」に改める

第二百十四條「收支命令者」を「縣出納員」に改め「證書類ヲ添ヘ」の次に「當該收支命令者ヲ經由」を加え「之ヲ」を「出納長ニ」に改める

第二百十五條中「縣出納吏」を「縣出納員」に改める

第二百十六條中「支出命令」を「支拂通知」に改める

第二百十九條中「縣出納吏」を「縣出納員」に「其ノ月十日限り之ヲ」を「其ノ月十日限り出納長ニ」に「地方事務所」を「二人以上縣出納員ヲ設置スル屬」に改める

第二百二十一條中「收支命令者又ハ縣出納吏」を「出納長又ハ縣出納員」に「若シ縣出納員交替」を「若シ出納長又ハ縣出納員交替」に改める

第二百二十三條中「官吏」を「吏員」に改める

第二百二十六條、第二百二十七條、第二百二十八條、第二百二十九條、第二百三十條、第二百三十三條中「縣出納吏」を「縣出納員」に改める

第二百三十四條中「縣出納吏」を「縣出納員」に「官吏」を「吏員」に改める

第二百三十五條、第二百三十六條、第二百四十條中「縣出納吏」を「縣出納員」に改める

第三百四十三條中「縣出納吏」を「出納長、副出納長、縣出納員」に改める

訓令

鳥取縣訓令甲第五十號

各部	長
各屬	長
出納	長
縣出納	員
物品取扱	主任
縣金庫	

昭和二年三月鳥取縣訓令甲第十五號鳥取縣會計規則ニ規

00448

00440

定スル書類及帳簿ノ様式の一部を次のように改正し昭和二十二年十一月十日よりこれを施行する。

昭和二十二年十月三十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第十三號、第十四號の「支拂命令」を「支拂通知」に改める

第十八條中「支拂命令書」を「支拂通知書」に改める。

第二十九號、第三十號中「(縣出納吏)」を「(出納長、縣出納員)」に改める。

第三十一號中「拂渡通知書(縣出納吏)」を「歳入歳出外現金拂渡通知書(出納長、縣出納員)」に改める。

第三十二號の次に「第三十二號ノニ 生産收穫物品引續簿」を加える。

第三十三號中「(縣出納吏)」を「(出納長、縣出納員)」に改める。

第三十六號中「支拂命令拂渡命令」を「支拂通知拂渡通知」に改める。

第四十九號、第五十號中「(縣廳)」を「(出納長)」に改める。

第五十一號、第五十二號「(收支命令者)」を「(出納長、縣出納員)」に改める。

第五十四號、第五十五號、第五十六號、第五十七號中「(縣出納吏)」を「(出納長、縣出納員)」に改める。

第七十號、第七十一號中「(收支命令者)」を「(出納長、縣出納員)」に改める。

第七十二號中「(縣出納吏)」を「(出納長、縣出納員)」に改める。

第十二號様式中「縣出納吏官職」を「出納長(縣出納員)」に改める。

第十三號様式中「支拂命令」を「支拂通知」に「案内支拂命令」を「案内支拂通知」に「收支命令者官職」を「出納長(縣出納員)」に改める。

第十四號様式中「支拂命令」を「支拂通知」に「收支命令者官職」を「出納長(縣出納員)」に改める。

第十五號様式中「支拂命令」を「支拂通知」に改める。

第十六號様式中「支拂命令」を「支拂通知」に「收支命令者官職」を「出納長（縣出納員）」に改める。

第十八號様式中「支拂命令書」を「支拂通知書」に「收支命令者官職」を「出納長（縣出納員）」に改める。

第二十四號、第二十五號様式中「縣出納吏官職」を「出納長（縣出納員）」に「縣出納吏印」を「出納長（縣出納員）印」に改める。

第二十八號、第二十九號、第三十號様式中「縣出納吏官職」を「出納長（縣出納員）」に「縣出納吏印」を「出納長（縣出納員）印」に改める。

第三十一號様式中「拂渡通知書」を「歳入歳出外現金拂渡通知書」に「拂渡命令」を「拂渡通知」に「縣出納吏官職」を「出納長（縣出納員）」に改める。

第三十六號様式「支拂（拂渡）命令」を「支拂（拂渡）通知」に「支拂命令」を「支拂通知」に「收支命令者（縣出納吏）官職」を「出納長（縣出納員）」に改める。

第三十七號様式中「命令番號」を「通知番號」に改める。

第三十八號様式中「支拂命令」を「支拂通知」に「收支命令者官職」を「出納長（縣出納員）」に改める。

第三十九號様式中「支拂命令」を「支拂通知」に「縣出納吏官職」を「出納長（縣出納員）」に改める。

第四十號様式中「支拂命令年月日」を「支拂通知年月日」に「支拂命令番號」を「支拂通知番號」に「收支命令者（縣出納吏）官職」を「（出納長又ハ縣出納員）」に改める。

第四十九號第五十號様式中「（縣廳）」を「（出納長）」に改める。

第五十一號様式中「（縣廳各解）」を「（出納長、縣出納員）」に改める。

第五十二號様式中「（縣廳各解）」を「（出納長、縣出納員）」に「支拂命令」を「支拂通知」に改める。

第五十三號様式中「（縣廳）」を「（出納長）」に「縣出納吏」を「縣出納員」に改める。

第五十四號様式中「（縣出納吏）」を「（出納長、縣出納員）」に改める。

第五十五號様式中「（縣出納吏）」を「（出納長、縣出納員）」に「拂渡命令」を「拂渡通知」に改める。

第五十七號様式を別紙のように改める。

第五十九號様式中「案内支拂命令」を「案内支拂通知」に改める。

第六十三號様式中「案内支拂命令」を「案内支拂通知」に「支拂命令」を「支拂通知」に改める。

第六十四號様式中「拂渡通知書」を「歳入歳出外現金拂渡通知書」に改める。

第六十六號様式中「縣出納吏」を「出納長又ハ縣出納員」に改める。

第六十七號様式中「支拂命令」を「支拂通知」に「内務部會計課」を「出納長」に改める。

第六十八號様式中「縣出納吏」を「出納長（縣出納員）」に改める。

第七十號様式中「縣出納吏」を「出納長（縣出納員）」に「收支命令者官職」を「出納長（縣出納員）」に改める。

第七十一號様式中「支拂命令」を「支拂通知」に「收支命令者官職」を「出納長（縣出納員）」に改める。

第七十二號様式中「縣出納吏官職」を「（出納長、縣出納員）」に改める。

第七十三號様式中「收支命令者官職」を「出納長（縣出納員）」に改める。

第七十四號様式中「案内支拂命令」を「案内支拂通知」に「收支命令者官職」を「出納長（縣出納員）」に改める。

第七十五號様式中「縣出納吏」を「出納長（縣出納員）」に改める。

第七十六號様式中「縣出納吏」を「出納長（縣出納員）」に「（元）官職」を削る。

第三十二號ノ二様式
生産收穫物品引續簿

收 支 命 令 者 生 産 主 任 者	品 目	數量	豫 定 見 積 價 格	引 繼 出 納 長 印
			金額	月 日 受 領 印
			單 價	

備考 生産收穫物品へ價值無價值ニ拘ラズ全部登記引繼
グコト

第五十七號様式(用紙美濃紙)

有價證券出納簿

出 納 長 印 	副 出 納 長 印 	主 任 番 號	年 月 日	額 面 及 券 面 金 額	備 考	住 所
			摘要	受 拂 一 覽		氏 名
				圓		
				圓		
				圓		

備考 一、本簿ニハ月計累計ヲ附スルモノトス

二、各扉ニ在リテハ「出納長」欄ヲ「收支命令者」トシ「副出納長」欄ハ削除ス

鳥取縣訓令甲第五十一號

收 支 命 令 者
出 納 長
副 出 納 長
縣 出 納 員
縣 金 庫

收支命令者、出納長、副出納長、縣出納員及縣金庫の印章を次のように定め昭和二十二年十一月十日からこれを施行する。昭和二十二年三月鳥取縣訓令甲第十六號はこれを廢止する。

昭和二十二年十月三十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、收支命令者印章

鳥取縣何々
(廳、障名)
收 支 命 令
者 之 印

縱 共 二十一ミリメートル

二、出納長印章

但し手數料、收入證紙に限り農産物検査手數料收納證票には乙號、林産物検査手數料證箋及び紙検査請求證紙には丙號、水産製品検査手數料證紙には丁號を使用するものとする。

鳥 取 縣
出 納 長
之 印

縱 共 十九ミリメートル

(乙號直徑十二ミリメートル)

鳥 取 縣
出 納 長
之 印

(丙號直徑八ミリメートル)

檢 出
納 長
之 印

(丁號直徑十ミリメートル)

出 納 長
之 印

三、副出納長印章
出納長ニ準ス

四、縣出納員印章

鳥 取 縣 何
々(廳、障、部
名) 縣 出 納 員
之 印

縱 共 十九ミリメートル

鳥 取 縣 何 々
(廳、障、部 名)
主 任 縣 出 納
員 之 印

縱 共 十九ミリメートル

備考 二人以上縣出納員を設置する扉に用ひる。

五、縣金庫印章

鳥取縣本
(河々支)
金庫之印

縦共 十九ミリメートル

縣金庫領收印章(直徑十二ミリメートル)



備考

- 一、年月日の字体はアラビヤ文字を用ひる。
- 二、縣廳派出所は右に倣ふ

昭和二十二年十月三十一日印
鳥取縣 公報
昭和二十二年十月三十一日發行

鳥取縣 公報
(昭和二十二年十月三十一日)

鳥取縣 公報
(昭和二十二年十月三十一日)